

大分県排泄リハビリテーション・ケア研究会
(通称：ゆーりん研)
会 則

第一章 名称および事務局

第1条 名 称

本会は、大分県排泄リハビリテーション・ケア研究会（通称：ゆーりん研）と称する（以下、本会）。

第2条 事務局

事務局は、代表世話人指定の場所に置く。

第二章 目的および事業

第3条 目 的

本会は、県下の排泄（排尿・排便）障害に対する医療・介護・福祉の課題を包括的に捉え各領域の情報交換を促進し、知識の共有、技術の向上を図り、排泄障害のある方への一貫した支援体制を構築することを目的とする。

第4条 事 業

本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行なう。

- (1) 年2回の研究会などを開催する。
- (2) 会員に排泄（排尿・排便）リハビリテーション・ケアに関する情報を提供する。
- (3) その他、本会の目的達成に必要な事業を行う。

第三章 会 員

第5条 会 員

本会は、以下の者をもって構成する。

- (1) 会員：本会の目的に賛同する排泄（排尿・排便）リハビリテーション・ケアに関わる職種で構成する。
- (2) 賛助会員：本会の目的 に賛同した施設、企業、団体とする。

第四章 役 員

第6条 世話人

本会の運営は、世話人会により遂行する。

2. 世話人は25名程度とする。
3. 世話人は互選により以下の役員を選出する。
 - (1) 代表世話人 2名（共同代表世話人）
 - (2) 副代表世話人 3名

第7条 役員の仕事

役員の仕事は以下とする。

- (1) 代表世話人は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副代表世話人は、代表世話人を補佐するとともに、代表世話人に事故あるとき又は代表世話人が欠けたときは、代表世話人があらかじめ指名した順序によって、その仕事を代行する。

第8条 監 事

本会の会計監査のために、代表世話人は会員より監事2名を委嘱する。

2. 監事は、本会の会計及び資産の状況を監査のほか、世話人の業務執行の状況を監査する。

第9条 顧 問

代表世話人は世話人会の承認を得て顧問を置くことができる。

2. 顧問は本会の発展に寄与するものとする。

第10条 任期

世話人、並びに監事の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 補欠により選任された世話人の任期は、前任者の残任期間とする。

3. 世話人、並びに監事は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第五章 会議

第11条 世話人会

世話人会は、本会の運営の総てを行う。

2. 世話人会の招集は代表世話人が行い、年2回行うものとする。

3. 世話人会は、世話人の過半数の出席をもって成立する。

4. 代表世話人は顧問、及び監事を世話人会に出席させ意見を求めることができる。

第六章 入会と退会

第12条 入会と退会

入会は、所定の入会申し込み用紙の提出をもって入会とする。また、退会は、所定の退会届の提出をもって退会とみなす。

第七章 会計

第13条 経費等

本会の必要経費は、参加費、賛助会費、及びその他の収入によって賄う。

第14条 会計年度

本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第15条 会計報告

本会の会計報告は、翌年度の第1回世話人会で行い承認を得るものとする。

第八章 雑則

第16条 会則の変更

会則の変更は世話人会において執り行う。

第17条 細則

本会則の施行について必要な細則を別途定めるものとする。

附則

この会則は、平成24年9月1日から施行する。

この会則は、平成26年1月20日から施行する。

この会則は、平成26年3月2日から施行する。

この会則は、平成28年3月1日から施行する。

この会則は、平成29年10月15日より施行する。

この会則は、令和2年4月1日より施行する。

事務局 870-0022 大分県大分市大手町3丁目2番43号

社会医療法人恵愛会 大分中村病院 (担当 藤岡浩二)

電話：097-537-5168 FAX：097-573-8030

細 則

(会費)

1. 会費は以下の通りとする。

(1) 会員は無料とする。

(2) 賛助会費は一口2万円とし、賛助会員所属の職員の参加は5名まで無料とする。

(研究会開催時期)

2. 研究会の開催時期は、原則9月と3月とする。

附 則

この細則は、平成24年9月1日から施行する。

大分県排泄リハビリテーション・ケア研究会慶弔規程

第1条 目的

本規程は、大分県排泄リハビリテーション・ケア研究会の世話人、並びに監事、顧問に関する慶事・弔事に関する取扱いを定めるものである。

第2条 対応

慶事・弔事の費用は、2万円程度として代表世話人、並びに関係世話人をもって、適切な判断のもと対応するものとする。

第3条 規格外の対応

本規程に記されていない事象に対する対応は、迅速性を有する場合は代表世話人、副代表世話人の判断に一任とする。また、世話人会開催の時間がある場合は世話人会の合意をもって対応することとする。

第4条 変更

本規程の変更は、世話人会の合意を必要とする。

附則

本規程の施行は、2019年2月24日とする。